

# 第1号議案 高島地域住民自治協議会規約（案）について

## 高島地域住民自治協議会規約（案）

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 本会は、高島市高島地域において、住民自らが主体となり、区・自治会や各種団体、企業など、地域住民の方々がネットワークを築き、各々の強みを生かしながら、活き活きと安心して暮らせる持続可能なよりよい地域社会の実現に向け、創意工夫を凝らして行動することを目的とする。

#### （名称）

第2条 この会を高島地域住民自治協議会（以下「協議会」という。）と称する。

#### （事務所の位置）

第3条 協議会の事務所を次のとおり置く。

高島市勝野670番地 高島公民館内

#### （活動の範囲）

第4条 協議会の活動の範囲は高島地域内とする。ただし、他の協議会と協力・連携して活動する場合はこの限りではない。

#### （事業）

第5条 協議会は第1条の目的を達成するため次に掲げる事業を行う。

- (1) 高島地域の区・自治会の困りごとの支援に対する事業
- (2) 高島地域の地域振興に関する事業
- (3) その他目的達成のために必要な事業

### 第2章 組織

#### （会員）

第6条 協議会の会員は次のとおりとする。

- (1) 高島地域の区・自治会
- (2) 高島地域に居住する住民
- (3) 高島地域に住所地を置く事業所・団体のうち、申し出により総会で承認された事業所・団体
- (4) その他会長が必要と認める者

#### （理事）

第7条 理事は、次のとおりとする。

- (1) 第6条第1号の会員から3名
- (2) 第6条第3号および第4号の会員から13名以内

2. 理事は会長が指名し、役員会にて承認を得る。

(役員)

第8条 協議会に次の役員を置く。

2. 会長1名、副会長1名、代表理事2名とし、各々、理事の互選によるものとする。
3. 監事2名とし、理事の互選によるものとする。
4. 会長、副会長、代表理事および監事は理事会において選出し、総会にて承認を得る。

(役員の職務)

第9条 協議会の役員の職務は次のとおりとする。

2. 会長は協議会を代表し、会務を統括する。
3. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
4. 代表理事は区・自治会および団体を代表し、会長と副会長を補佐する。
5. 監事は、協議会の会計および事業の執行状況を監査し総会にて監査報告を行う。

(理事及び役員の任期)

第10条 第7条の理事及び第8条の役員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2. 補欠により選出された理事及び役員は、前任者の残任期間とする。

(事務局)

第11条 協議会に事務局を設置し、事務を所掌する。

### 第3章 会議

(会議)

第12条 協議会の会議は、総会、理事会および役員会（以下「会議」という。）とする。

(総会)

第13条 総会は、役員、理事および第6条第1号ならびに第3号に定める会員の代表者をもって構成する。

2. 総会は、委任状を含めて前項の過半数以上の出席により成立する。
3. 総会は、毎年1回、定期総会を開催するほか、会長が必要と認めた場合、理事の3分の1以上から請求があった場合および監事から招集があった場合は、臨時総会を開催することができる。
4. 総会は、会長が招集する。
5. 総会の議長は、その総会において、出席者の中から選出する。
6. 総会は、次の事項を決定する。
  - (1) 会長、副会長、代表理事および監事の承認
  - (2) 協議会の事業計画案および予算案に関すること

(3) 協議会の事業報告および決算の承認に関すること

(4) 規約の制定および改廃に関すること

(5) 協議会の解散に関すること

(6) その他総会で提案された事項

7. 総会の議事は、出席者の過半数の承認をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(理事会)

第14条 理事会は、第7条に定める理事をもって構成する。ただし、理事により互選された監事を除くものとする。

2. 理事会は、理事の過半数の出席により成立する。

3. 理事会は、会長が招集し議長となる。

4. 理事会は、役員会からの提案事項を審議決定する。

5. 理事会は、総会に諮る事案の調整、検討を行なう。

6. 理事会は、事業計画案および予算案を通常総会で承認されるまでの間について決することができる。

7. 理事会の議事は、出席者の過半数の承認をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(役員会)

第15条 役員会は、第8条第2項および第3項をもって構成する。

2. 役員会は、役員の過半数の出席により成立する。

3. 役員会は、会長が招集し議長となる。

4. 役員会は、理事会において諮るべき事項および協議会の運営に関する事項を審議する。

5. 会長は、必要があると認めるときは、役員会に役員以外の者を出席させ、意見を求める事ができる。

(議事録)

第16条 総会および理事会の議事について議事録を作成し、議長および選任された議事録署名人2名が署名する。

#### 第4章 財務

(会計)

第17条 協議会の運営等に要する経費は、補助金、交付金およびその他の収入をもって充てる。

2. 協議会の事業報告および決算に関する書類は、会長が作成し速やかに監事の監査を受け、総会の議決を受けなければならない。

3. 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

## 第5章 その他

### (規約の変更)

第18条 この規約を改正しようとするときは、総会において出席者の過半数の同意を得なければならない。

### (解散)

第19条 協議会の解散については、総会において出席者の4分の3以上の賛成を得なければならない。

### (残存財産の帰属)

第20条 この会が解散した時は、残存財産については高島市に譲渡するものとする。

### (その他)

第21条 この規約に定めのない事項および協議会の運営に関して必要な事項は役員会で協議し定める。

### 附則

この規約は、令和 年 月 日から施行する。